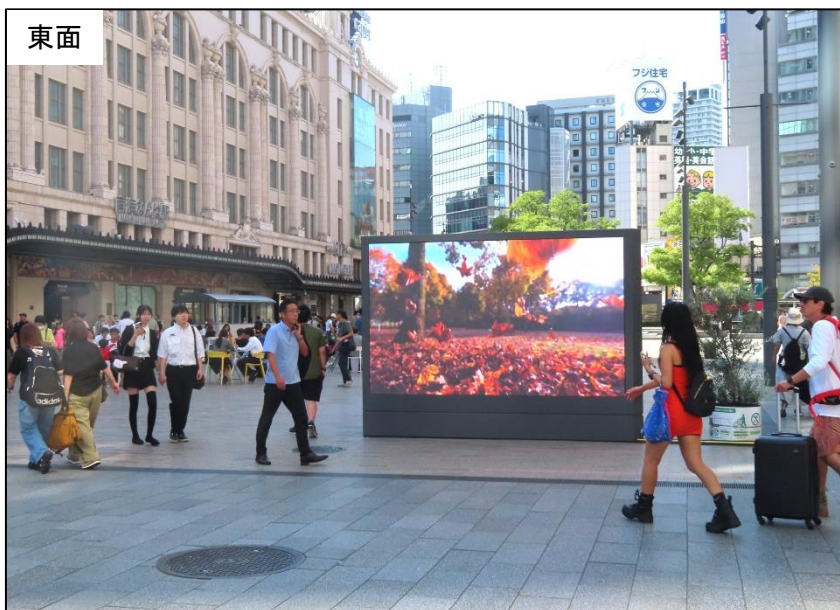


なんば広場Vision

設置場所：大阪府大阪市中央区難波5丁目
なんば広場内(北東角)

大阪



東面



なんば広場は、大阪ミナミエリアの中心・海外旅行者にとっての西日本の玄関口です。目線の位置に設置してあるため強制視認性の高い媒体です。なんば広場に面している面と双方の大阪・ミナミを代表する商店街に面している面があるため強いインパクトがあります。

- 放映時間 9：00～24：00（15時間/日）90%稼働保証
- 画面サイズ W3,200×H1,920（約6.14㎡）※2面で約12,28㎡
- 広場通行量 平日 約6.5万人 休日 約12.8万人
- 最寄駅 南海難波駅(南海電鉄)
Osaka Metro「なんば駅」（御堂筋線・千日前線・四つ橋線）
- ビジョン仕様 自立式LEDデジタルサイネージ/2面 2.5mmピッチ
- 申込 決定優先(仮押さえ不可)
- 音響 なし
- 入稿素材 動画/MPEG・WMV・MOV・MP4
静止画/JPEG ※詳細入稿仕様を必ずご確認ください。
- 申込締切 放映開始日の8営業日前
- メンテナンス 不定休
 - ・完全データ入稿放映開始の5営業日前
 - ・事前にクライアント及びデザイン審査がございます。(放映開始21日前)
 - ・放映素材は2素材まで無料、3素材目以降は1素材あたり実費¥10,000-(税別)が必要です。
 - ・入稿期日を遅延した場合、編成作業費実費¥25,000-/1回(税別)を頂戴します。
 - ・災害や緊急放送など不可抗力による放映中断時は返金・振替対応は出来ません。
 - ・同業種によるイベント開催やバナー広告の掲載が行われる場合があります
- 備考

	2面1枠30秒×6回/H
1週間	¥ 340,000
3ヶ月	¥ 3,600,000
6ヶ月	¥ 5,700,000
1ヶ年	¥ 6,800,000

※料金は税別

入稿仕様

動画 ※音声なし

MPEG	拡張子:mpg
圧縮形式(コーデック)	MPEG2形式
ビットレート	最大15Mbps
対応サイズ(ピクセル)	16:9/1920×1080 ※セーフティゾーン90%。文字等の重要な情報はセーフティゾーン内に収めるようにしてください。
フレームレート	30fps ノンドロップフレーム(NDF)形式 ※設定が29.97 fpsしかない場合はそれでも可。
QuickTime	拡張子:mov
圧縮形式(コーデック)	H.264 またはアニメーション
ビットレート	最大15Mbps
対応サイズ(ピクセル)	16:9/1920×1080 ※セーフティゾーン90%。文字等の重要な情報はセーフティゾーン内に収めるようにしてください。
フレームレート	30fps ノンドロップフレーム(NDF)形式 ※設定が29.97 fpsしかない場合はそれでも可。
MP4	拡張子:mp4
圧縮形式(コーデック)	H.264
ビットレート	最大15Mbps
対応サイズ(ピクセル)	16:9/1920×1080 ※セーフティゾーン90%。文字等の重要な情報はセーフティゾーン内に収めるようにしてください。
フレームレート	30fps ノンドロップフレーム(NDF)形式 ※設定が29.97 fpsしかない場合はそれでも可。
WMV	拡張子:wmv
ビットレート	最大15Mbps
対応サイズ(ピクセル)	16:9/1920×1080 ※セーフティゾーン90%。文字等の重要な情報はセーフティゾーン内に収めるようにしてください。
フレームレート	30fps ノンドロップフレーム(NDF)形式 ※設定が29.97 fpsしかない場合はそれでも可。

入稿仕様

静止画

	拡張子：JPG、PNG
カラーモード	RGB形式
対応サイズ（ピクセル）	16：9／1920×1080 ※セーフティゾーン90%。文字等の重要な情報はセーフティゾーン内に収めるようにしてください。
解像度	72dpi以上

■映像尺についての注意点(必ずお読み下さい)

映像のもとになる静止画1コマ1コマを「フレーム」、1秒間に表示されるフレーム数を「フレームレート」と呼びます。上記指定のフレームレート30fps(frames per second)は「1秒間に30フレーム(コマ)表示させる」という意味です。

■フレームレート30fpsの時の秒数当たりのフレーム数

秒数	フレーム数
15秒	450フレーム
30秒	900フレーム
60秒	1800フレーム
120秒	3600フレーム
180秒	5400フレーム

形式問わず、入稿データの尺は15秒単位でお願いします。

(15秒30秒60秒)

14秒18フレームや20秒など、半端な秒数、フレーム数の素材は基本受け付けできません。

なんば広場におけるデジタルサイネージ 放映審査基準（抜粋）

広告内容の制限 広告物の内容は、次の各号に該当するものを掲出しない。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するものア. 男女のヌードを添えた意匠
イ. 虚偽もしくは不正確な表現で、事実と誤認される恐れのあるものウ. 法規に抵触する恐れのあるもの
エ. 性に関する表現のうち、性に関する表現が露骨または挑発的なもの、性犯罪を興味本位に取り上げているもの、痴漢等の性犯罪を誘発・助長するもの、児童や未成年の性行動に関するもの
オ. いじめや人権侵害を想起させるもの
カ. 個人や法人の名誉を棄損する可能性のあるもの キ. その他、公共の場にふさわしくないと判断するもの
- (3) 人権侵害となるもの
ア. 人種、身体的特徴、年齢、教育、思想等により人を差別するもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 良好な景観又は風致を害するもの
- (9) 当該広告事業の内容を、市が推奨しているかのような誤解を与えるもの
- (10) 公衆に不快の念または危害を与えるものア. 男女の別なく不快の念をもたらすもの。
イ. 病気や体質、老い等について過度にネガティブな表現。ウ. 血液、遺体、傷口等を興味本位に取り上げた表現。
エ. その他公共の場にふさわしくないと判断するもの。
- (11) 社会問題を起こしている業種や事業者を広告するもの
- (12) 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (13) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものア. 虚偽の内容を表示するもの
イ. 法令などで認められていない業種、商法、商品を表示するものまたは肯定するものウ. 誇大、比較広告等、広告手法上に議論があるもの
エ. 責任の所在が明確でないもの
- (14) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものア. 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
イ. 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
ウ. 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの(過度な肌の露出などの表現など)エ. ギャンブル等を肯定するもの
- (15) 過剰表現、その他誤解を与えかねない表現
ア. 誇大表現「世界初」「業界初」「日本一」等の表記は、その根拠を提示すること。イ. 故意に誤認を誘う表現(根拠のない「完全」「絶対」「100%」等)
ウ. 効果効能の約束「もうかる」「効果」「やせる」「すべてが解決」、効果効能の使用前後の対比 等)
- (16) 価格訴求、販売方法についての制限
ア. 金額訴求が主たるデザインとなるものは認めない。イ. 景品表示法に違反をする恐れのあるもの、
消費者に誤解を与えかねない表示、表現は認めない。
- (17) タイアップ広告
ア. 同一の商品・サービスに関連するもの、及び内容・表現に関連性、統一感のあるものに限る。
イ. 連合広告とみなす内容・表現については掲出を認めない。
- (18) 他社製品との比較広告
ア. 他社との比較広告については、内容が客観的に実証され、数値や事実を正確かつ適正に引用し、比較の方法が公正になされていると認められるものについては承認する。
- (19) その他、広告掲載を行う広告として不適当であると広場管理運営者が認めるもの

なんば広場におけるデジタルサイネージ 放映審査基準（抜粋）

表現規制 広告表現は次の各号に該当してはならない。

- (1) 情報過多、文字情報が極端に多いもの。
- (2) 赤・青・黄などの原色や高彩度の色(けいばけ)ばしい色彩が多用され、かつ景観と調和しないと判断されるもの。
(但しコーポレートカラーなど表現上原色又は高彩度の色を使用しなければならない場合、全体の面積や表示秒数などを工夫し、見る人に不快を与えないよう配慮する場合は掲出を認める。)
- (3) 見る人に著しく暗いイメージを与えるもの。
- (4) 道路交通の安全を損なう恐れや注意表示と誤認される可能性のあるもの。
- (5) 性的表現・暴力表現・差別的表現がなされていると判断されるもの。
(但し暴力表現については映画やアニメの格闘シーンなど作品の内容を紹介するために必要な場合は、銃口や刃物が正面を向けない、血しぶきの場面は避けるなど見る人に不快を与えないよう配慮する場合は掲出を認める)
- (6) その他、広場管理運営者が不適切と判断したもの。

規制業種又は事業者 次の各号のいずれかに該当する業種(以下「規制業種」という。の広告掲載については、これを承認しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号で、風俗営業と規定される業種及びそれに類似する業種
- (2) 消費者金融業
- (3) 商品先物取引に関するもの
- (4) たばこ(電子たばこを含む。)の製造及び販売に関するもの
- (5) ギャンブルにかかもの
- (6) 法律の定めのない医業類似行為を行うもの
- (7) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。)に規定する訪問販売、通信販売(同法第30条に規定する通信販売協会に加入している者が行う場合を除く。)電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引及び業務提供誘引販売取引
- (8) 探偵業
- (9) 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていない古物商・中古品小売業
- (10) 業界団体に加盟していない結婚相談所・交際紹介業

映像における放映基準 映像広告は、次の各号に従うものとする。

- (1) 動画を放映する場合は、場面転換の少ないゆるやかな動画とすること。
- (2) 輝度については、個別協議とする。
- (3) 視覚的に強い表現等をしないこと。
- (4) コントラストの強い画面の反転や急激な場面転換は避けること。
- (5) 規則的なパターン模様(縞模様、渦巻き模様、同心円模様などが、画面の大部分を占めることは避けること。(6) 低解像度のものを掲出しないこと。

申込前審査の流れ

クライアント審査： 問い合わせ後、3営業日以内に一次回答いたします

デザイン審査： 水曜日16時までにデザインデータをご提出していただければ毎週金曜日に審議を行い、5営業日以内に回答いたします

例 10月20日放映開始を希望される場合

9月

10月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5 審議	6
7	8	9	10	11	12 回答 審議	13
14	15	16	17	18	19 審議	20
21	22 回答	23	24	25	26 審議	27
28	29	30	※水曜日16時までにデザインデータをお送りください。			

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3 回答	4
5	6	7 申込 締切日	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20 放映 開始日	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

早めにデザイン審査を行うと申込締切までスムーズに審議を進めることができます。